

建設国債の原則の形骸化

The principle of construction has become a mere formality

しのはら一ず

山口 大輝, 加藤 大輝, 川崎 浩輝, 星野 将貴
指導教員 篠原 正博

中央大学 経済学部 篠原ゼミ

財政赤字の深刻化や少子高齢化社会などから生じる世代間不公平を、事実上形骸化している財政法第4条の建設国債の原則に焦点を当て改善策を考える。建設国債の発行額や使用用途の比較をし、ドイツの政策を参考にして建設国債を強化するという政策提言をする。

建設国債, 憲法規範化, 債務ブレーキ, 財政赤字, 財政法

1. はじめに

現在の日本では、政策経費が継続的に膨張しており国債発行額の増加などにより財政赤字が深刻化している。それに加え少子高齢化社会に直面している中で、将来世代の負担が大きくなり、世代間不公平が生じるのではないかと考えた。そこで、世代間不公平解消を目指すために、財政法第4条に記載のある建設国債の原則に焦点を当てることにした。現状、建設国債の原則は形骸化しているということのできる状況にあり、その制度の意味を成していない。この研究の結論として、制度の安定性のために債務ブレーキを設け、建設国債の原則を憲法規範化するという政策を提案する。これについては後程詳しく説明をする。

2. 先行研究・仮説

この分野に対する先行研究として浅羽(2013)や浅羽(2020)がある。これらの論文では、建設国債の変遷などについて書いてある。その中でも建設国債の使用用途についての言及があり、建設国債の本来の役割を果たしていないため、建設国債の原則は形骸化している状態にあり、財政法第4条を形式的になくすべきだという結論に至っている。

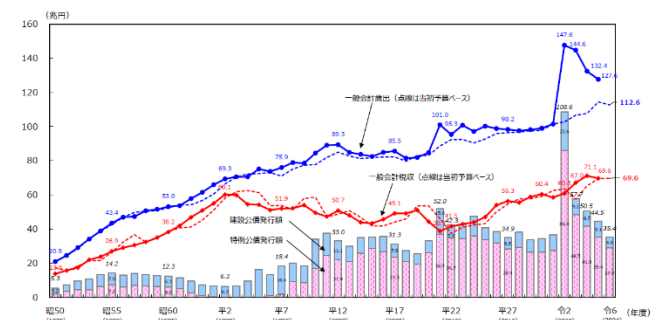
また、安藤(2009)でも現状、建設国債は赤字国債と変わりないため、建設国債という区分を廃止すべきだという結論に至っている。

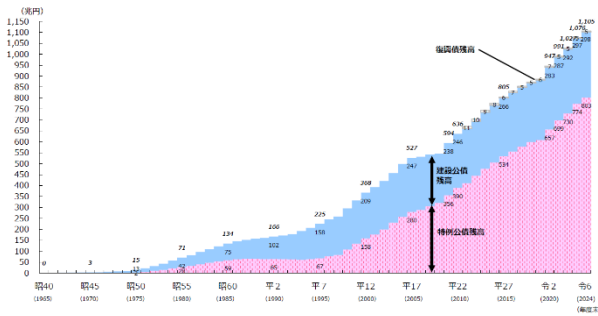
これらの先行研究の限界として、①財政法第4条をなくした後に発生する問題点や、代替の政策について考慮されていないこと、②どの論文でも改善策を出すのではなく、原則自体をなくすという結論に至っていること、が挙げられる。

以上の課題点から、本研究では建設国債の原則をなくすのではなく、他国の例なども参考にしながら原則を活かす方向で政策提言をできるのではないかと考えた。

3. 現状・課題

簡単に建設国債の原則の概要を説明すると、財政法第4条第1項前半部分では、原則として国債の不発行について書かれている。しかし、続きの但し書きにおいて、公共事業費、出資金、貸付金を賄うための国債は例外とされており、これらの国債を建設国債という。意図として、公共事業費などはインフラなどの形で将来世代へ残せるため、受益と負担が一致するという狙いがある。





(出所) 財務省 財政に関する資料

上記グラフの棒グラフが国債発行額の推移、下記グラフが国債残高推移となっており、ともに年々増加傾向にあることがわかる。この増加傾向にある建設国債の使用用途が本来赤字国債対象である試験研究費等に使用されていたり、日本政策金融公庫への出資金に使用されており、原則の内容とは異なる目的へ発行しているため、建設国債の原則は形骸化しているといえる。詳しくは発表で説明する。

4. 政策提言

ドイツには過去に日本の建設国債の原則と似た制度があったが、その制度を改正して債務ブレーキを導入し、憲法規範化した例がある。これを参考にし、日本も制度の安定性のために債務ブレーキ制度を憲法規範とするとよいのではないかと考えた。この政策を実行するためには、日本では憲法改正が70年以上されていないなどの問題点も挙げられる。詳しくは発表で説明する。

5. おわりに

建設国債の原則が形骸化している現状で、財政法第4条をなくすのではなく、法律ではなく憲法で債務ブレーキを設けるべきであるという結論に至った。そうすることにより、国会で建設国債の使用用途を審議して正しく使われるようになるのではないかと考えた。しかしこの研究の限界として、建設国債の原則の憲法規範化の実現可能性や、仮に憲法規範にした場合、国会でどのように審議されるかが想定できていないという問題があるため、国会や法律、憲法についてさらに研究していく必要がある。

6. 参考文献

- ・浅羽隆史 (2013) 「建設国債の原則と財政赤字」『丸善出版』
- ・浅羽隆史 (2020) 「建設国債の原則と出資金」『成蹊法学第 92 号』
- ・安藤実 (2009) 「富裕者課税論」『桜井書店』
- ・藤井亮二 (2018) 70 年を迎えた「財政法」制定過程と国会での議論 参議院 経済のプリズム No165
- ・山田治徳 (2000) 「建設国債の政治経済学」『日本評論社』